

「新宿区と沼田市との地球環境保全のための連携に関する協定」及び
「『新宿の森・沼田』の森林整備実施に関する協定」の締結（更新）について

「新宿の森・沼田」での森林整備によるカーボン・オフセット事業等を定めた「新宿区と沼田市との地球環境保全のための連携に関する協定」及び「『新宿の森・沼田』の森林整備実施に関する協定」について、令和 7 年 3 月 31 日に迎える有効期間満了に先立ち、下記のとおり締結（更新）する。

記

1 締結（更新）する協定

(1) 「新宿区と沼田市との地球環境保全のための連携に関する協定」

① 相手方

沼田市

② 締結（更新）日

令和 7 年 1 月 27 日

③ 主な締結（更新）内容

ア 第 1 条（目的）

「新宿区と伊那市との地球環境保全のための連携に関する協定」との整合を図るとともに、両自治体における「ゼロカーボンシティ表明」を踏まえた内容とする。

イ 第 4 条（有効期間）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで延長する。

④ 新旧対照表

別紙 1 のとおり（相手方である沼田市と協議済み）

(2) 「『新宿の森・沼田』の森林整備実施に関する協定」

① 相手方

沼田市、一般社団法人高平公益社（以下「公益社」という。）

② 締結（更新）日

令和 7 年 1 月 27 日

③ 主な締結（更新）内容

ア 第 2 条（対象区域及び面積）

公益社所有の新たな施業場所（3.03 ヘクタール）を対象面積に追加する。

イ 第 9 条（協定の有効期間）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで延長する。

④ 新旧対照表

別紙 2 のとおり（相手方である沼田市及び公益社と協議済み）

2 締結式

(1) 日時

令和 7 年 1 月 27 日（月） 14 時 30 分～ 30 分程度

(2) その他

事前に協定書の署名・押印を済ませ、当日は署名・押印済みの協定書の取り交わしのみを行う。

「新宿区と沼田市との地球環境保全のための連携に関する協定」新旧対照表

改正後	現行
新宿区（以下「甲」という。）と沼田市（以下「乙」という。）は、地球環境の保全のために相互に連携することに関し、<u>令和2年2月20日</u>付けで協定を締結した。この度、この協定に代わり、新たに本協定を締結する。 （目的） 第1条 本協定は、<u>甲乙双方の置かれている地域特性を最大限に生かして、環境の分野で相互に協力し、森林保全による二酸化炭素吸収の促進、持続可能な活力ある地域づくり及び必要な人材育成を図り、かつ甲における「ゼロカーボンシティ新宿」の実現、乙における「沼田市ゼロカーボンシティ」の達成に向けて取り組むことで、環境保全を一層推進</u>することを目的とする。 第2条及び第3条 略 （有効期間） 第4条 本協定の有効期間は、<u>令和7年4月1日</u>から<u>令和12年3月31日</u>までとする。 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印した上で、各々その1通を保有するものとする。 <u>令和7年1月27日</u> 甲 新宿区長 乙 沼田市長	新宿区（以下「甲」という。）と沼田市（以下「乙」という。）は、地球環境の保全のために相互に連携することに関し、<u>平成22年3月6日</u>付けで協定を締結した。この度、この協定に代わり、新たに本協定を締結する。 （目的） 第1条 本協定は、<u>甲と乙が環境の分野において相互に連携し、乙の区域内において二酸化炭素を吸収するための森林を育み、これを保護するとともに、住民相互が森林において自然とふれあい、環境学習を行う機会を提供することを通じて必要な人材育成を図ることにより、環境に配慮した持続可能な活力ある地域づくりを行い、もって地球環境の保全に寄与</u>することを目的とする。 第2条及び第3条 略 （有効期間） 第4条 本協定の有効期間は、<u>令和2年4月1日</u>から<u>令和7年3月31日</u>までとする。 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印した上で、各々その1通を保有するものとする。 <u>令和2年2月20日</u> 甲 新宿区長 乙 沼田市長

附 則

この協定は、令和7年4月1日から施行する。

「『新宿の森・沼田』の森林整備実施に関する協定」新旧対照表

改正後	現行
第1条 略 (対象区域及び面積) 第2条 この協定の対象となる区域（以下「新宿の森・沼田」という。）は次のとおりとする。 (1) 所在地番 沼田市白沢町高平字箕平1869番1の一部 沼田市白沢町高平字金平2539番1の一部 (2) 面 積 <u>10.86</u>ヘクタール 第3条及び第8条まで 略 (協定の有効期間) 第9条 この協定の有効期間は、<u>令和7年4月1日</u>から<u>令和12年3月31日</u>までとする。 2 略 第10条及び第11条 略 この協定成立の証として、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。 <u>令和7年1月27日</u> 甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 区 長 乙 群馬県沼田市下之町888番地 沼田市 市 長 丙 群馬県沼田市白沢町高平1303番地 一般社団法人高平公益社 理事長	第1条 略 (対象区域及び面積) 第2条 この協定の対象となる区域（以下「新宿の森・沼田」という。）は次のとおりとする。 (1) 所在地番 沼田市白沢町高平字箕平1869番1の一部 沼田市白沢町高平字金平2539番1の一部 (2) 面 積 <u>7.83</u>ヘクタール 第3条及び第8条まで 略 (協定の有効期間) 第9条 この協定の有効期間は、<u>令和2年4月1日</u>から<u>令和7年3月31日</u>までとする。 2 略 第10条及び第11条 略 この協定成立の証として、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。 <u>令和2年2月20日</u> 甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 区 長 乙 群馬県沼田市下之町888番地 沼田市 市 長 丙 群馬県沼田市白沢町高平1303番地 一般社団法人高平公益社 理事長

附 則

この協定は、令和7年4月1日から施行する。